

山梨中銀カードローン契約規定

私(借主)は、アコム株式会社(以下「保証会社」といいます。)の保証に現つき、株式会社山梨中央銀行(以下「銀行」といいます。)との「山梨中銀カードローン取引(当座貸越取引)」(以下「この取引」といいます。)を行うにつき、以下の各条項を承諾します。

第1条 (契約の成立)

本契約は、私が銀行所定の申込方法により、山梨中銀カードローン[waku waku Smart]の利用申込みを行い、銀行が審査のうえ利用を認め、この取引の開始手続を行ったことと成立します。

第2条 (取引の開設等)

- この取引は、銀行本支店のうちいずれか1か店のみで口座を開設するものとします。
- この取引については、専用のカード(以下「ローンカード」といいます。)による当座貸越取引とし、専用の当座貸越口座(以下「貸越口座」といいます。)により取引を行うものとします。
なお、この取引については通帳を発行しません。
- 前項の貸越口座のほか、その約定返済の利用口座として、山梨中銀カードローン[waku waku Smart]利用申込書記載または銀行所定の手続きにより登録した私名義の普通預金口座(以下「指定預金口座」といいます。)を指定するものとします。

第3条 (取引の方法)

- この取引は、第6条(借入方法)、第10条(元金等の自動支払)および第11条(随時返済)に定める方法での当座貸越金の入金により行うこととし、小切手・手形の振出あるいは引受け、公共料金等の自動支払いは行わないものとします。
- この取引に使用する銀行所定の機器に障害が生じた場合、その他相当の事由のある場合は、この取引を一時的に中止する場合があります。当該中止に関し銀行に故意または重大な過失がない場合には、銀行は免責されるものとします。

第4条 (貸越極度額)

- 貸越極度額は、10万円から1,000万円の範囲内で銀行が決定し、借主に対して、書面またはインターネット申込の場合にはインターネット画面上、その他銀行所定の方法により通知します。
- 借主は、貸越極度額の範囲内で繰返しこの取引による借入ができるものとします。
- 銀行は第1項にかかわらず、必要と認めた場合には、通知等なく貸越極度額を減額(新たな貸付を中止することを含みます。)できるものとします。

第5条 (取引期間)

- 本契約に基づき当座貸越を受けられる期間(以下「取引期間」といいます。)は、契約が成立した日(第1条の銀行がこの取引の開始手続を行った日)の1年後の応答日が属する月の末日(銀行の休業日の場合は前営業日)とします。
- 取引期間の満了前日、銀行または私から期限の延長をしない旨の申出がない場合には、さらに1年間延長されるものとし、以降も同様とします。
- 前項にかかわらず、取引期間満了日に私が満70歳以上に達している場合は取引期間の延長をしないものとします。
- 銀行が取引期間延長のための審査に必要な資料の提出または報告を求めたときには、直ちにこれに応じるものとします。
- 取引期間満了日までに、銀行または私から取引期間の延長をしない旨の申出がなされた場合は、次に示すものとします。
 - 取引期間満了日の翌日以降は、この取引による当座貸越は受けられませんが、
 - 取引期間満了日に貸越元金・貸越金利息・遅延損害金等(以下「貸越元金等」という)がない場合は、取引期間満了日にこの取引は終了します。
 - 取引期間満了日に貸越元金等がある場合は、銀行の了承のもと、第9条に従い返済することとし、貸越元金等が完済された日に取引は終了します。
 - この取引が終了した場合には、ローンカードを銀行に返却するものとします。

第6条 (借入方法)

この取引による借入れは、以下の方法によるものとします。

- 私が、ローンカード規定の定めるところにより、銀行および銀行と提携している金融機関の現金自動支払機(現金自動入金支払機を含みます。)を使用して入金する方法。
- 私からの依頼に基づき、銀行がこの取引の融資金を指定預金口座に入金する方法。
ただし、銀行が認めた場合に限ります。
- その他銀行が認めた方法。

第7条 (満70歳以上の利用)

- 第5条第1項にかかわらず、満70歳の誕生日以降最初に到来する取引期間満了日の翌日以降は、私は新たな貸越を受けられないものとします。
- 私は、満70歳の誕生日以降最初に到来する取引期間満了日に存在する貸越元金等の返済について、銀行の了承のもと、第9条に従い返済するものとします。
- 満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日に貸越元金等がない場合はその期間満了日に、前項により貸越元金等を完済したときはその完済日に、この取引は当然に終了するものとします。

第8条 (貸越利率、利息等)

- この取引の貸越利率は、銀行所定の年利率(この取引のために当行が負担する保証会社の保証料相当額を含みます。)とします。
- この取引による貸越金の利息は、付利単位を100円とし、銀行所定の利率、方法(借入日から返済日の前日まで所定の利率の割合による年365日の日割計算)により計算のうえ、指定預金口座から引落とされるものとします。
- 前項の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行において一般に通行する程度のものに変更できるものとします。この場合、変更の内容は銀行の本支店やホームページ等に掲示するとともに、必要に応じて書面により私に通知するものとします。
- 銀行は銀行所定の基準により優遇した利率を適用する場合があります。この場合には、銀行は銀行本支店に掲示することなく、いつでもその優遇した利率を変更し、またはその優遇した利率の適用を中止することができるものとします。
- 銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年18%(年365日の日割計算)とします。

第9条 (約定返済)

- この取引による毎月の約定返済は、次のとおりとします。
 - 1) 毎月の約定返済額は、毎月3日(銀行の休業日の場合は翌営業日、以下「約定返済日」といいます。)に前月の約定返済日現在の貸越残高にのびて、下表の返済額(以下「約定返済額」といいます。)を返済するものとします。ただし、前月の約定返済日に貸越残高もしくは貸越金利息がない場合でも、前月の約定返済日から当月の約定返済日の前日まで

で発生した利息は当月の約定返済日に支払うものとします。

前回の約定返済日現在の貸越残高	毎月の約定返済額	前回の約定返済日現在の貸越残高	毎月の約定返済額
10万円以下	2,000円	300万円超350万円以下	40,000円
10万円超20万円以下	4,000円	350万円超400万円以下	45,000円
20万円超30万円以下	6,000円	400万円超450万円以下	50,000円
30万円超40万円以下	8,000円	450万円超500万円以下	55,000円
40万円超50万円以下	10,000円	500万円超600万円以下	65,000円
50万円超100万円以下	15,000円	600万円超700万円以下	75,000円
100万円超150万円以下	20,000円	700万円超800万円以下	85,000円
150万円超200万円以下	25,000円	800万円超900万円以下	95,000円
200万円超250万円以下	30,000円	900万円超1,000万円以下	105,000円
250万円超300万円以下	35,000円		

- 約定返済額のうち、第8条2項により計算された金額を利息として差し、残余の部分を貸越元金の返済に充当するものとします。ただし、約定返済を遅延した場合の第8条5項に定める損害金は約定返済額に加算して銀行に支払うものとします。
- 前項にかかわらず、当月の約定返済日の前日ににおける貸越残高の金額(前月3日以降に発生した利息および遅延損害金を含みます。)と利息の合計額が、第1号に定める毎月の約定返済額に満たない場合には、その合計額を約定返済額として返済するものとします。
また、前月の約定返済日から当月の約定返済日の前日までに発生した利息が、第1号に定める毎月の約定返済額を上回る場合、当月の約定返済日にその金額を支払うものとします。

第10条 (元金等の自動支払)

- 前条の約定返済については自動引落しの方法によるものとします。毎月の約定返済日までに指定預金口座に約定返済額相当以上の金額を預入するものとし、銀行は約定返済日に銀行所定の総合口座取引規定または普通預金規定(以下これらを総称して「預金規定」といいます。)にかかわらず総合口座通帳または普通預金通帳(以下これらを総称して「通帳」といいます。)および払戻請求書なしで引落しのうえ、返済に充当するものとします。
- 万一預入が遅延した場合でも、銀行は約定返済額と損害金について、約定返済日にかかわらず預入後いつでも前項と同様の取扱いができるものとします。
- 指定預金口座の残高が約定返済額に満たないときは、銀行はその一部の返済に充当する取扱いはせず、その金額について期限に返済がないものとします。

第11条 (随時返済)

- この取引による貸越残高がある場合、第9条の約定返済のほか、貸越口座へ直接入金することにより随時に任意の金額を返済できるものとします。ただし、証券類等は貸越口座へ直接入金できないものとします。
また、銀行および銀行と提携している金融機関の現金自動支払機(現金自動入金支払機を含みます。)を使用して返済する場合の取扱いは、別に定める「ローンカード規定」によるものとします。
- 貸越口座へ入金は、貸越残高相当額以内は返済とし、入金額が貸越残高相当額を超える場合はその超える金額を指定預金口座に入金するものとします。
- 前2項において、約定返済が遅延している貸越口座への入金については、約定返済の延滞額が全額返済されるまで入金できないものとします。

第12条 (諸費用の自動引落し)

この取引に関し、私が負担すべき取扱手数料・印紙代等の費用は銀行所定の日・方法により、指定預金口座から預金規定にかかわらず通帳および払戻請求書なしで引落とすものとします。

第13条 (期限の利益の喪失)

- 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知勧告がなくても、この取引による一切の債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済します。
 - (1) 支払の停止、破産または民事再生手続開始の申立があったとき、あるいはこれらその他、私が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申し立てたとき。
 - (2) 弁護士等から破産申立、民事再生手続の申立等の受任通知を銀行が受理したとき。
 - (3) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 私の預金その他の銀行に対する債権について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (5) 第9条に定める約定返済を遅延し、2か月を経過しても返済しなかったとき。
 - (6) ローンカードの改ざん、不正使用など不信行為のあったとき。
 - (7) 住所変更の届け出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって銀行に私の所在が不明となったとき。
 - (8) 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
- 次の各号の場合には銀行からの請求によって、この取引による一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済します。
 - (1) 銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
 - (2) 銀行との取引約定の一つでも違反したとき。
 - (3) この取引に関し、銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - (4) 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第14条 (貸越の中止)

- 第9条に定める約定返済が遅延している場合、約定返済の延滞額が全額返済されるまで、新たな貸越を受けることができないものとします。
- 前項のほか、金融情勢の変化、債権の保全その他相当の事由がある場合は、銀行はいつでも新たな貸越を中止することができるものとします。

第15条 (解約等)

- 私はいつでもこの取引を解約できるものとします。この場合、私は銀行所定の書面により銀行に届け出ます。
- 第13条各号の事由があるとき、その他銀行が相当と判断したときには、銀行はいつでも当座貸越を中止し、またはこの取引を解約することのできるものとします。
- 本契約による取引が終了もしくは中止または解約された場合には、直ちにこの取引による債務全額を返済するとともにローンカードを返却するものとします。

第16条 (銀行からの相殺、払戻充当)

- この取引による債務を履行しなければならぬ場合には、その債務と私の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかににかかわらず、いつでも銀行は相殺することができるものとします。この場合、書面により通知するものとします。
- 前項の相殺ができる場合には、銀行は相殺によらず、事前の通知および所定の手続きを省略し、私にかわり諸預け金の払戻を受け、債務の返済に充当することもできるものとします。この場合、銀行は私に対して充当した結果を通知するものとします。
- 前2項によって相殺または払戻充当を行う場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによるものとします。ただし、期限未到来の預金等利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第17条 (私からの相殺)

- 私は、期限の到来している私の銀行に対する預金その他の債権とこの取引による私の債務とを相殺することができます。
- 前項により私が相殺する場合は、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は直ちに銀行に提出します。
- 第1項により私が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとし、預金等の

利率については預金規定等の定めによるものとします。

第18条 (債務の返済等における順序)

- 銀行から相殺をする場合に、本契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上の事由により、どの債務との相殺にあててかを指定することができ、私は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 私から返済または相殺をする場合に、本契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、私は私の債務の返済または相殺に銀行を指定することができます。
なお、私からの債務の返済または相殺にあててかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、私はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 私の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の私の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあててかを指定することができます。
- 第2項のなお書面または第3項によって銀行が指定する私の債務については、その期限が到来したものとします。

第19条 (代り証書等の差し入れ、印鑑照会、費用の負担)

- 私が銀行に差し入れた契約証書等が、喪失、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を返済します。
なお、銀行から請求があれば直ちに代りの契約書等を差し入れます。
- 諸語その他の書類等銀行に提出した書類の印影を、私の届け出た印鑑に相当の注意を持って照合し、相違ないとして取引したときは、それらの書類、印章等について偽造、変造、盗用等があっても、これらによって生じた損害は私の負担とします。
- 私に対する権利の行使もしくは保全に要した費用は、私が負担します。

第20条 (成年後見人等の届出)

- 私は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届け出るものとします。また、私の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様届け出るものとします。
- 私は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届け出るものとします。
- 私は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に銀行に届け出るものとします。
- 私は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も、書面によって銀行に届け出るものとします。
- 前4項の届け出の前に生じた銀行の損害については、私の負担とします。

第21条 (届出事項の変更等)

- ローンカード・印章を紛失したとき、または氏名、住所、印章その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面により届出をします。
- 私が前項の届出を怠る、あるいは私が銀行からの請求を受領しないなど私の責めに帰すべき事由により、銀行が私から最後に届出のあった氏名、住所について発して行った通知または送付した書類等が返着または到達しない場合等には、通常到達すべきときに到達したものとします。
- ローンカード・印章を紛失した場合の借入は、銀行所定の手続きをした後に行います。

第22条 (報告、調査)

- 銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合は、私の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
- 私の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、銀行に報告するものとします。

第23条 (契約の変更)

- 銀行は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、本規定を変更する必要があるときは、民法548条の4の規定に基づいて変更できるものとします。
- 銀行は、第1項の変更をするときは、変更を行う旨、変更後の内容および変更の効力の発生時期を、ホームページへの掲示その他の方法により、周知するものとします。

第24条 (合意所轄)

この取引に関して訴訟その他の法的手続の必要が生じた場合には、私の住所地もしくは銀行の本店またはこの取引の属する支店の所在地を所轄する裁判所を所轄裁判所とすることに合意します。

第25条 (会話内容の記録)

銀行は、電話による申・出内容を正確に把握するため、この取引の成立・不成立にかかわらず、私と銀行の会話内容を録音し、相互期間保管することがあります。

第26条 (反社会的勢力の排除)

- 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自他もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を使用して銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切であると銀行が判断する場合には、銀行から請求があり次第、銀行に対する一切の債権の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

第27条 (保証に関する同意事項)

- 私は、銀行が保証会社(包括承継または債務引受によりその地位を取得した者を含みます。)に対して履行の請求を行った場合は、私に対してはも請求の効力が及ぶものとすることに予め同意します。
- 私は、保証会社から銀行に対して請求があったときは、銀行が、保証会社に対し、民法第458条の2所定の情報(主たる債務の元本および主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他債務にわたるうちのもの)についての不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているものに関する情報を提供することに予め同意します。
以上